

所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人) **岐阜スズキ販売 株式会社**
殿 FAX 058-213-2737

(自動車の表示)

登録番号			
車台番号			
車名	登録年月	初年度登録	型式
	年 月 日		

このたび、私の使用する上記車両について、貴社並びに利用信販会社等への所有権解除の照会(含、清算金額等の確認)、および登録変更手続に関する一切の事項(登録書類の作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡)について右記の必要書類を添えて依頼致します。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願い致します。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決致します。

年 月 日

依頼者(使用名義人)
住所

氏名(自署) 印

上記車両の所有権解除(登録変更手続さも含みます)に関する一切の事項につき依頼者と連名にて依頼致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当社が責任を持って解決致します。

受任者(販売店・回答書送付先)

住所

社名

役職名

氏名 印

TEL

FAX ※必ず、FAX番号を記載願います。

※上記のご照会・ご依頼の回答は、翌営業日以降になりますのでご了承下さい。

所有権解除必要書類(証明書類は全て3ヶ月以内のものです。)

所有権解除書類発行に必要な一般書類は、下記の通りです。

①別紙「回答書」 「所有権解除可能」とお答えしたことの確認し使用します。
信販会社等でご利用の場合は各々の信販会社様発行の完済の証明となる書面を別途添付して下さい。 *当欄に該当しないものは、電話などで窓口にお問い合わせください。

②車検証

③当書面原本(記名・捺印がある原本・コピー不可)

④使用者の印鑑証明書(当書面に実印捺印の場合)のみ

⑤個人のみ、使用者の写真付公的証明書(当書面に認印捺印の場合)

⑥納税証明書(完納書)

*④・⑤については

A 車検証住所と一致しない場合は連続性確認の為

・個人→住民票(附票・除票) 法人→登記簿謄本等

B 使用者が合併・統合や結婚などで変わっている場合は同一性確認の為

・個人→戸籍謄本(戸籍抄本) 法人→登記簿謄本等

C 相続した場合は、戸籍謄本・本籍の記載されている住民票(除籍)

・相続同意書(相続人全員)・遺産分割協議書(コピー)

*使用者名義人と買主が異なる場合は、買主の承諾書が必要となります。
それぞれご提出お願いします。

なお、登録事項等で、番号変更・変更(住所)職権打刻については必要書類を問い合わせして下さい。

*ここに免許証などの写真付公的証明を置いて、本紙をコピーしてください。
(依頼者は実印・認印いずれでも可)

*印鑑証明書でのご依頼の場合は、下記「印鑑証明」を○で囲み、この用紙と一緒にFAXしてください。(依頼者は実印に限る)

「印鑑証明書」

・いずれの場合も、車検証記載事項と異なる場合は上記A・B・Cの裏付き書類も一緒にFAXしてください。

・証明書類の本籍部分は塗りつぶしてから送付願います。

◎万一、FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが生じた場合、送信元において責任を負っていただきますのでご注意ください。